

○神奈川県警察指掌紋取扱規程（概要）

（平成 10 年 12 月 17 日 神奈川県警察本部訓令第 17 号）

最終改正 平成 19 年 3 月 30 日 神奈川県警察本部訓令第 12 号

この訓令は、指掌紋取扱規則及び指掌紋取扱細則に定めるもののほか、神奈川県警察における指紋等の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 指掌紋業務の基本方針
- 指掌紋記録等の作成
- 現場指掌紋の採取及び派遣要請
- 現場指掌紋の処理
- 指掌紋記録等の照合、登録等
- 遺留指掌紋該当者の通知
- 遺留指掌紋の保管及び利用
- 遺留指掌紋の削除通知
- 指掌紋情報の安全管理
- 処理経過等の記録
- 運用要領の制定

等である。